(趣旨)

第1条 知多市省エネ家電普及促進補助金(以下「補助金」という。)は、市民の地球温暖化対策への関心を高め、電気使用量の低減を図ることにより温室効果ガス排出量の削減につなげるとともに電気料金の高騰による市民の負担を軽減するため、一定以上の省エネ性能を有する家庭向けの電化製品(以下「家電」という。)を買い換え、及び設置した者に対し予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則(平成4年知多市規則第21号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象家電)

- 第2条 補助金の交付の対象となる家電(以下「補助対象家電」という。)は、次 の各号に掲げるものとする。
 - (1) エア・コンディショナー 日本産業規格 (JIS規格) C9901に基づく 省エネルギー基準達成率 (目標年度:2027年度) が100%以上であるもの
 - (2) 電気冷蔵庫 日本産業規格 (JIS規格) C9901に基づく省エネルギー 基準達成率 (目標年度:2021年度) が100%以上であるもの
 - (3) LED照明器具
 - ア 日本産業規格 (JIS規格) C9901に基づく省エネルギー基準達成率 (目標年度:2020年度) が100%以上であるもの
 - イ 屋内に固定して使用するもの(コンセント式、電池式その他容易に持ち運 ぶことができるもの及びランプ単体は除く。)
 - ウ 蛍光灯器具又は白熱灯器具からの買換えであるもの
- 2 補助対象家電に求める共通事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 令和5年6月1日から令和5年12月31日までに、市内の販売店から購入 し、及び自らが住所を有する居宅に設置したもの
 - (2) 既存製品の買換えであるもの
 - (3) 新品(未使用)であるもの

(4) 自ら購入したもの(リース及びレンタルを除く。)

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81 号)により記録されている者
 - (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 転売を目的として補助対象家電を購入していない者
 - (4) 同一世帯で本補助金及び本補助金と対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を既に受けていない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、購入 した家電の本体費用(税抜金額)の合計金額から値引き金額又は下取り金額を差 し引いたものとし、工事等の設置に要する費用は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年7月3日から令和6年1月12日までに知多市省エネ家電普及促進補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象家電購入に係る領収書又はレシート(以下「領収書等」という。) の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの。
 - ア 購入日
 - イ 購入店名
 - ウ 購入製品の種類
 - エ 本体費用、工事費、消費税その他補助対象家電購入費用の内訳(値引き又

は下取りがある場合は、当該金額を含む。)

- (2) 購入した補助対象家電の型番及び製品番号が記載されたメーカー発行の保証 書の写し又は補助対象家電に貼付された型番及び製品番号ラベルを撮影したも の
- (3) 申請に係る補助対象家電購入日以降の日付の家電リサイクル券の控えの写し (LED照明器具に係る申請を除く。)
- (4) 設置前後の補助対象家電及び周囲の状況を撮影したもの(エア・コンディショナー及び冷蔵庫に係る申請を除く。)
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号に掲げる書類は、同項第1号に掲げる書類に家電リサイクル料金が 記載されている場合は省略することができる。
- 3 第1項に規定する提出は、窓口への持参又は郵送(申請受付期間内必着)によるものとする。
- 4 第1項の規定による申請の受付は、予算の範囲内で先着順に行うものとし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請期限が到来する前に受付を停止する。
- 5 予算の範囲を超えることとなった日の受付については、前項の規定にかかわらず、その日に窓口へ持参されたもの及びその日に郵送により到達したものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。
- 6 申請は、1世帯につき1回を限度とする。 (交付の決定等)
- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び額を確定し、その額を速やか に知多市省エネ家電普及促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第2号様 式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付す ことができる。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知多市省エネ家 電普及促進補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するもの

とする。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、令和6年2月29日までに市 長に知多市省エネ家電普及促進補助金交付請求書(第4号様式)を提出するもの とする。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り 消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けようとしたとき。
 - (3) 補助金の交付を受けた補助対象家電を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に補助対象家電を使用したとき。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間とする。以下「取得財産処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。
 - (4) 補助対象家電を返品したとき。
 - (5) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、 速やかに知多市省エネ家電普及促進補助金交付決定取消通知書兼額確定取消通知 書(第5号様式)により、その旨を通知するものとする。

(補助金の返環)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、 既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させるこ とができる。

(取得財産の処分)

第11条 申請者は、補助金の交付決定に係る補助対象家電(以下「取得財産」と

- いう。)について、取得財産処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ 財産処分届出書(第6号様式)を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書(第7号様式)により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、申請者が取得財産処分制限期間内に取得財産を処分した場合、取得財産の処分をしたことにより生じた利益の額と、別表第2に定める額との合計について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を市に返還させることができる。ただし、2以上の補助対象家電により補助金の額を決定している場合は、各補助対象経費の割合により案分した額により返還させる額を算定するものとする。

(調査等)

- 第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者 に対し調査等を行うことができる。
- 2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の 規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、 同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費の合計額(税抜)	補助金額
20,000円以上50,000円未満	4,000円
50,000円以上100,000円未満	10,000円
100,000円以上150,000円未満	20,000円
150,000円以上	30,000円

別表第2 (第11条関係)

既に使用した年数	補助金返還額
1年未満	補助金額全額
1年以上	補助金額を取得財産処分制限期間で除した額に取得財産処分
	制限期間から既に使用した年数(1年未満切り捨て)を減じ
	た年数を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

第1号様式(第6条関係)

知多市省工ネ家電普及促進補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

別紙の内容について同意・誓約の上、次のとおり知多市省エネ家電普及促進補助金の交付を申請します。

家電種類	メーカー	型番	購力	【日/認	设置日		購入金額(税抜)
エアコン			購入日	年	月	日	円
			設置日	年	月	日	
冷蔵庫			購入日	年	月	日	円
117/44/4			設置日	年	月	日	1 3
			購入日	年	月	П	円
			設置日	年	月	日	1 1
			購入日	年	月	日	円
LED			設置日	年	月	日	
照明器具			購入日	年	月	日	円
			設置日	年	月	日	
			購入日	年	月	日	円
			設置日	年	月	目	П
	▲ 円						
下取りがある場合は下取り額							▲ 円
合計							円
n# 1 +	(住所) 知多市						
購入店	(名称)						

添付書類

- (1)補助対象経費に係る領収書等の写し(購入日、購入店名、購入製品の種類、本体費用、工事費、消費税その他補助対象家電購入費用の内訳(値引き又は下取りがある場合は、当該金額を含む。)が全て記載されているもの)
- (2) 補助対象家電の型番及び製品番号が記載されたメーカー発行の保証書の写し又は補助対象家電に貼付された型番及び製品番号ラベルを撮影したもの
- (3)補助対象家電購入日以降の家電リサイクル券の控えの写し(エアコン・冷蔵庫に係る申請のみ、領収書等に家電リサイクル料金が記載されている場合は省略可)
- (4) 設置前後の補助対象家電及び周囲の状況を撮影したもの(LED照明器具に係る申請のみ)

番号	内容
1	購入した家電が、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第2条に規 定する補助対象家電である。
2	申請に必要な添付書類を全て添付している。
3	申請者本人又は同一世帯員が本補助金及び本補助金と対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を受けていない。
4	暴力団員ではない。また、暴力団又は暴力団員と関係を有していない。
5	補助金受領後に1~4の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。
6	補助対象家電を、耐用年数等に相当する期間内に処分した場合は、知多 市省エネ家電普及促進補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還す る。
7	本補助金の交付事務に必要となる内容に関し、市が住民基本台帳の閲覧や市税の納税状況を確認することに同意する。
8	市が補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、補助対象家電に関する調査等(補助対象家電の設置場所への入室等)を依頼した場合は、必ず協力する。

第2号様式(第7条関係)

知多市省工ネ家電普及促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで交付の申請のあった知多市省エネ家電普及促進補助金について、次のとおり交付を決定し、額を確定しましたので、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交	付	決	定	額	円	
確		定		額	円	
交	付	の	条	件		

第3号様式(第7条関係)

知多市省工ネ家電普及促進補助金不交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで交付の申請のあった知多市省エネ家電普及促進補助金について、次の理由で不交付を決定しましたので、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

交付の理

第4号様式(第8条関係)

知多市省工ネ家電普及促進補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者住所氏名電話番号

年 月 日付けで交付の決定及び額の確定を受けました知多市省エネ家電普及促進補助金について、次のとおり請求します。

請	:	求	金	-	額		円
						エア・コン	ディショナー
補	助	対	象	家	電	電気浴	冷蔵庫
						LED	照明器具

振込先には次の口座を指定します。(申請者名義口座)						
金融機関名、口座情報、名義人の分かる 通帳の写しを貼付してください。 (通帳がない場合は、キャッシュカードの写し)						

第5号様式(第9条関係)

知多市省工ネ家電普及促進補助金交付決定取消通知書兼額確定取消通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付け知多市省エネ家電普及促進補助金交付決定兼額確定について、次の理由で取り消しましたので、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

第6号様式(第11条関係)

財産処分届出書

年 月 日

知多市長 様

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり財産を処分することを届け出ます。

- 1 交付決定番号 _______
- 2 補助対象家電
- 3 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

「その他」については具体的に記入してください。

(

- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 処分の理由
- 6 処分による収益の額

第7号様式(第11条関係)

財産処分承認通知書

 知多市 指令 第
 号

 年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで申請のあった財産の処分について、知多市省エネ 家電普及促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり承認しまし たので、通知します。

				エア・コンディショナー
家	電	区	分	電気冷蔵庫
				LED照明器具
購	入年	三月	日	年 月 日
交	付済額	前助 金	額	円
処	分承認	図の条	件	次の欄の補助金返還額(知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第11条第3項に規定する額)を早急に市に返還すること。
補	助 金	返 還	額	円